

千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第62号

千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年千葉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「伴う」の次に「任期付採用及び」を加え、同条中「この項」を「この条」に、「申請期間を任期の限度として行う臨時的任用」を「次の各号に掲げる任用のいずれか」に、「、当該」を「、第2号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)

の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

第8条の2に次の4項を加える。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「常時」を「任期付職員(育児休業法第6条第1

項の規定により、同法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった場合における当該請求に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員及び千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉市条例第4号）第8条の2第1項の規定により、同条例第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合における当該申請に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員をいう。）及び常時」に改める。

（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出しを「（任期付職員及び常勤の臨時職員の休暇）」に改め、同条中「常時」を「任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により、同法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった場合における当該請求に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員及び千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉市条例第4号）第8条の2第1項の規定により、同条例第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合における当該申請に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員をいう。）及び常時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。